

中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）

令和6年度当初予算額 800千円

※補助事業の完了した日の属する会計年度より収支状況を毎年度報告（5年間）

事業の内容

●事業目的・概要

京都府と伊根町商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）」制度を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ったみなさんが令和6年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

●申請受付期間

令和6年5月27日（月）～令和6年11月29日（金）まで

●申請書の提出先

中小企業応援隊員を経由して伊根町商工会へ提出

●申請書要件

伊根町商工会内の中小企業応援隊員の支援を受けている小規模企業等

●問い合わせ先

伊根町商工会 TEL：0772-32-0302
HP：https://ine.kyoto-fsci.or.jp/

●補助対象者

伊根町内に事業所（団体）等を有する下記の小規模企業が対象。

業種	常時使用する従業員の数
製造業・その他業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※ただし、令和5年度に中小企業知恵の経営ステップアップ支援事業を実施した企業は原則対象外。

●補助金の主旨

補助金の主旨・目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

補助対象事業	経営改善に取り組む小規模企業を支援
補助上限	小規模企業：上限20万円以内
補助率	3分の2以内

●対象取組（事業）等の実施期間

令和6年4月1日から令和7年1月17日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組み（事業）などが対象。

※当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）は対象外

項目	開始	終了
受付期間	令和6年5月27日	令和6年11月29日
事業実施期間	令和6年4月1日	令和7年1月17日
実績報告書提出期間	事業終了から14日以内	

●補助対象経費の例

- ・省エネルギー対策等のコストダウン対策や売上向上等の取組に関する経費
- ・商品の販売促進に係る経費
- ・ホームページ作成に係る経費
- ・新聞、広報誌等掲載及びチラシ印刷に係る経費
- ・のぼり旗等の作成経費
- ・備品の購入経費
- ・事務所等の修繕経費
- ・経営改善計画遂行に向けた取組に係る経費
- ・創業・第二創業に係る経費
- ・サイバーセキュリティ対策に関する経費 等